

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成20年 3 月 第 2 回訂正分)

カルナバイオサイエンス株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年 3 月13日に近畿財務局長に提出し、平成20年 3 月14日にその届出の効力が生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成20年 2 月20日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成20年 3 月 5 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集8,700株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,300株(オーバーアロットメントによる売出し)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成20年 3 月12日に決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

(注) 2 「第 1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)にあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し(1,300株)を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第 2 売出要項」の「1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成20年3月12日に決定された引受価額(101,200円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(110,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。

引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「456,750,000」を「440,220,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「456,750,000」を「440,220,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

(注) 5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「110,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「101,200」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「50,600」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき110,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定に当たりましては、100,000円以上110,000円以下の仮条件に基づいてブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数8,700株及びオーバーアロットメントによる売出株式数上限1,300株(以下総称して「公開株式数」という。)を目途に必要な申告を受け付けました。

その結果、以下の点が特徴として見られました。

① 申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③ 申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

上記ブックビルディングの結果、公募増資等の価格は公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスクなどを総合的に勘案して、1株につき110,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき101,200円と決定いたしました。

2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(発行価額85,000円)及び平成20年3月12日(水)に決定した発行価格(110,000円)と引受価額(101,200円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 平成20年2月20日(水)開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成20年3月12日(水)に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき50,600円に決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき101,200円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。
需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成20年3月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき101,200円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき8,800円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1 上記引受人と平成20年3月12日(水)に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、株式の募集は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込された金融商品取引業者から返還されます。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、40株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「840,420,000」を「880,440,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「811,920,000」を「851,940,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 2 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額851,940千円については、創薬支援事業の設備投資資金に436,000千円を充当し、残額については運転資金に充当する予定です。なお、具体的な資金需要の発生までは安全性の高い金融商品で運用する方針であります。

- (注) 2 「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限130,810千円については、全額を運転資金に充当する予定です。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売価額の総額(円)」の欄：「136,500,000」を「143,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売価額の総額(円)」の欄：「136,500,000」を「143,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集に伴い、その需要状況を勘案した結果行われる三菱UFJ証券株式会社による売出しであります。

(注) 5の全文削除

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2)【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売価額(円)」の欄：「未定(注) 1」を「110,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1株につき110,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1 売価額及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、平成20年3月12日(水)において決定いたしました。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である吉野公一郎より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成20年2月20日(水)及び平成20年3月4日(火)開催の取締役会において、以下の内容の第三者割当増資による募集(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行なっております。

募集株式数	発行する普通株式 1,300株
払込金額	1株につき85,000円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の新規発行株式の引受価額と同一とする。(注)
払込期日	平成20年4月18日(金)
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神戸支店 神戸市中央区三宮町1-3-1 株式会社三菱東京UFJ銀行 三宮支店 神戸市中央区磯上町8-3-10

(注) 割当価格は平成20年3月12日(水)に1株につき101,200円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て及び下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成20年4月14日(月)までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(1,300株)を上限とするシンジケートカバー取引を行なう場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

